

施工の現場から

産業用太陽光発電O&M

代表取締役
奥山 恭之

エナジービジョン

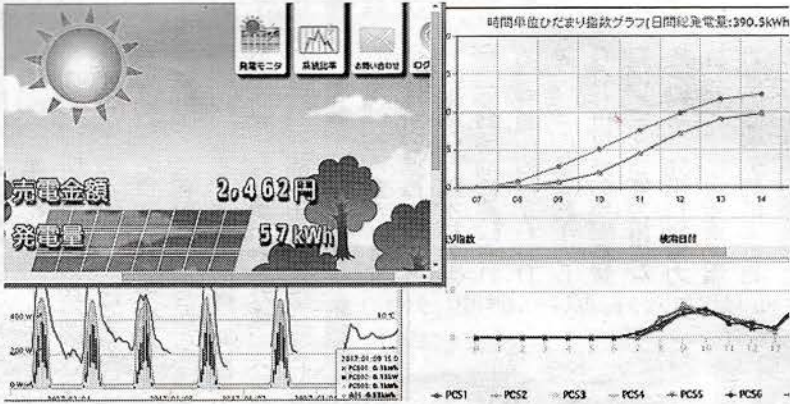
第16回

改正FIT法に対応した 日常管理とは

4月に施行される改正FIT法は、すべての産業用太陽光発電所に関係し、既に稼働済みの発電

所も例外ではない。O&Mに関連する主な内容は以下の4点だ。

- 1: 適切に保守・点検を行い、発電量の維持に努めること
- 2: 定期的に費用、発電



日常管理の第一歩は遠隔監視システムの設置から(写真はイメージ)

- 3: 設備の更新又は廃棄の際に不要になった設備を適切に処分すること
- 4: 氏名、名称等記載した標識を掲げること(20 踏未滿は除く)

この中の、1: 「発電量の維持に努めること」、2: 「発電量等を報告すること」は、『日常管理をしっかりと、常に発電量を把握し、トラブルを最小限に留めること』
 『遠隔監視システムの導入』が最も現実的だ。

それを実現するには、遠隔監視システムの導入が最も現実的だ。

遠隔監視システムを導入しなかったばかりに、発電量が激減していることに気付かず、電力会社から「購入電力量のお知

持続的な売電事業に不可欠となった遠隔監視

「購入電力量のお知らせ」は、一月に一度しか届かないので、最悪の場合、1カ月分の売電金額がすべてパーになってしまふ。売電金額をローン返済の原資にしている方も多いだろうから、返済費用を他からひねり出さなければならぬ。

また、自然災害保険に「売電損失補償オプション」を付けておきながら、遠隔監視がない、というチグハグな設定も見受けられる。「売電損失補償」を受けるには、どれだけの期間、発電が止まっていたのか証明する必要がある、遠隔監視がなければ証明は非常に困難だ。

高圧発電所の場合は売電ロスの金額が大きく、よりシリアスな問題となるため、遠隔監視の導入率はそれなりに高い。

しかし、低圧発電所では「売電ロス」遠隔監視設置コスト」と考え、これまで遠隔監視の導入を見送っている発電所が多い。私の見た限りだと、遠隔監視を導入しているのはまだ全体の2、3割にとどまっている。

改正FIT法に絡んで、『日常管理をしっかりと、常に発電量を把握し、トラブルを最小限に留めること』が、ほぼ強制となるので、遠隔監視システムの設置をまずは検討するべきだろう。

遠隔監視は、発電所の日常管理をするために欠かせないツールと言える。

式専火力発電所(重)

5年0月から開始)